

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和二年六月三日法律第三十八号) (抄)

.....
1

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年六月三日法律第三十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 （略）